

令和 2 年 5 月 2 0 日

北見市社会教育委員の会議 委員長 様

北見市教育委員会  
教育長 志 賀 亮 司

## 第 3 次北見市社会教育計画の策定について（諮問）

北見市では合併による新しい市が誕生して以来、まちづくりの総合的な指針として「北見市総合計画」、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「北見市教育大綱」が策定されております。社会教育分野においては、平成 23 年度から計画期間を 5 年間とし、全自治区を統一した「新北見市社会教育計画」、「第 2 次北見市社会教育計画」を策定し、毎年度事業点検評価を実施しながら学習機会の拡充や自主的な学習活動を支援するための条件整備など社会教育の振興に努めてまいりました。

この間の社会情勢は、少子高齢化による人口減少、核家族化の進行や急速な社会経済環境の変化などをうけ、地域社会においては住民が主体となってこれら課題や変化に対応していくことが求められてきました。

そのような中で、今日の現状を踏まえつつ、その成果が生かされ、個人の豊かな生活の実現と活気ある地域社会の創造を目指すことが重要であります。

現計画は令和 2 年度をもって最終年度を迎えることから、引き続き、令和 3 年度以降を対象とする計画を策定するにあたり、点検評価による現行の課題等を踏まえた、本市の社会教育施策の基本方針を明らかにするため、ここに令和 3 年度からの第 3 次北見市社会教育計画の策定について、社会教育法第 17 条の規定により、次のように諮問いたします。

## 記

1. 諮問事項 「第 3 次北見市社会教育計画」の策定
2. 計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度（5 年間）
3. 答申期限 令和 2 年 1 2 月